

公告 第 601 号

被保険者各位

令和 3 年 2 月 25 日
日本新薬健康保険組合
理事長 高谷 尚志



令和 3 年度 任意継続被保険者の 標準報酬に関する公告

当健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬を、下記のとおり定め
ましたので公告いたします。

記

1. 標準報酬月額 440,000 円 (28 等級)
2. 適用期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

注) 任意継続被保険者の標準報酬月額は、いずれか低い方の額となります。

- ・前年9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額 (440千円)
- ・退職時の標準報酬月額

以 上